

赤ちゃんが生まれるまで

母子健康手帳の交付

問 育児保健課 子育て世代包括支援係

☎079-427-9325

妊娠の届出を行うと、窓口で母子健康手帳を交付します。また、保健師などによる相談や各種情報提供を受けることができます。

交付場所

- ・加古川子育て世代包括支援センター(P10)
- ・東加古川子育て世代包括支援センター“ぽかぽか相談室”(P10)

その他

外国語の母子健康手帳をご希望の方は、市役所育児保健課にお問い合わせください。母子健康手帳のほかに、マタニティマークつきのストラップをお渡します。

持ち物

- 妊娠届出書(用紙は産婦人科や交付場所でお渡しできます。)

●マタニティマークとは

厚生労働省が推進している「マタニティマーク」は、妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものです。

このマークを付けている人を見かけたら、電車・バスなどでの座席のゆずりあい、たばこを吸わないなど、思いやりある気遣いをお願いします。



妊婦健康診査費の助成

問 育児保健課 子育て世代包括支援係

☎079-427-9325

お母さんと赤ちゃんの健康を守り、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成します。母子健康手帳交付時に申請し、助成券の交付を受けてください。

対象 加古川市内に住所のある妊婦

助成回数 14回

助成券の交付場所

- ・加古川子育て世代包括支援センター(P10)
- ・東加古川子育て世代包括支援センター“ぽかぽか相談室”(P10)

受診場所 妊婦健康診査協力医療機関

※協力医療機関以外で受診された場合は、後日償還払いの申請ができます。妊娠健診の領収証は大切に保管しましょう。

妊婦健康診査費の償還払い(還付)申請

問 育児保健課 子育て世代包括支援係

☎079-427-9325

助成券・補助券交付前や協力医療機関以外で受診した場合は、健診費用を自己負担し、市役所育児保健課で償還払いの申請手続きをしてください。

申請手続きの有効期限は、出産後6か月以内です。

持ち物

- 助成券・補助券
- 母子健康手帳
- 領収証
- 振込口座のわかるもの(通帳等)

※詳しくはお問合せください。

妊婦歯科健康診査

問 育児保健課 子育て世代包括支援係

☎079-427-9325

母子健康手帳交付の際に、妊婦歯科健康診査受診券を交付します。

対象 加古川市内に住所のある妊婦

健診回数、健診費用

妊娠期間中に1回、500円

※受診券を持参せずに受診した場合は、全額自己負担になります。償還払いはありません。

申請場所

- ・加古川子育て世代包括支援センター(P10)
- ・東加古川子育て世代包括支援センター“ぽかぽか相談室”(P10)

受診場所

妊婦歯科健康診査協力医療機関(加古川市、稲美町、播磨町、高砂市の医療機関)
※事前に必ず予約をしてください。



◀妊婦歯科健康診査協力医療機関はこちら

受診時の持ち物

- 妊婦歯科健康診査受診券
- 母子健康手帳
- 健診費用(500円) 健康保険証

●妊娠中の口内環境に注意!

むし歯や歯周病は、妊娠中に悪くなりやすく、歯周病が進行すると早産や低体重児出産のリスクも高まります。

安定期(妊娠16~27週)に入ったら、妊婦歯科健康診査協力医療機関で口腔内の健康チェックを受けましょう!



妊娠期の教室

問 育児保健課 子育て世代包括支援係

☎079-427-9325

参加希望の方は、上記問合せ先までお申し込みください。日程・会場は変更になる場合があります。

詳細は、市ホームページ、子育て応援アプリ「かこたんナビ」をご覧ください。

はじめてのパパママレッスン

沐浴や抱っこ等の赤ちゃんのお世話体験や、参加者同士の交流ができます。

対象 妊婦とその家族

会場 ウェルネージかこがわ
1階ウェルネージホール
(加古川町篠原町103-3)

参加費 無料

📋 持ち物

母子健康手帳 筆記用具



ママのたまごクラス

赤ちゃんとの生活をイメージしたり、専門職から妊娠中の栄養や歯のケアなどのお話を聞くことができます。また、ママ同士の仲間づくりの場としてもおすすめです。

対象 初産婦

会場 加古川駅南子育てプラザ
(加古川町篠原町21-8
加古川ヤマトヤシキ7階)

参加費 無料

📋 持ち物

母子健康手帳 筆記用具
 スリッパなど室内履き



妊婦訪問指導

問 育児保健課 子育て世代包括支援係

☎079-427-9325

妊娠中に助産師や保健師が訪問し、妊娠や出産についての相談に応じます。ご希望の方は、上記問合せ先までお申し込みください。

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

問 医療助成年金課 国民年金係

☎079-427-9193

加古川年金事務所

☎079-427-4740

内容

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(以下「産前産後免除期間」といいます。)の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

対象者

産前産後免除期間に*国民年金第1号被保険者の期間を有する方

※出産日が平成31年2月1日以降の方が対象になります。

※会社員・公務員など厚生年金に加入している国民年金第2号被保険者、扶養されている国民年金第3号被保険者の方は対象外です。

届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能

届出場所

医療助成年金課(市役所新館1階)
各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ
住所地为管轄する年金事務所

※郵送での提出も可能です。

📋 届出に必要なもの

〈出産前に届出をする場合〉

母子健康手帳など

〈出産後に届出をする場合〉

市区町村で出産日等が確認出来る場合は不要

ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など、出産日及び親子関係を明らかにする書類

赤ちゃんが生まれるまで